

第七十二回国会 法務委員会 議 録 第 三 号

昭和四十九年二月十二日(火曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 大竹 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 羽田野忠文君

江崎 真澄君

早川 崇君

早稲田柳五門君

正森 成二君

高橋 繁君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

法務政務次官 高橋文五郎君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省民事局長 川島 一郎君

委員外の出席者

法務大臣官房司 勝見 嘉美君

法制調査部長 田宮 重男君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

最高裁判所事務 西村 宏一君

最高裁判所事務 堀分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

最高裁判所事務 梶分 一立君

同日

補欠選任 高橋 繁君 山田 太郎君

昭和四十九年一月三十一日

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九〇号)

昭和四十八年十二月二十日

法務局、保護局及び入国管理局職員の増員等に関する請願(赤松勇君紹介)(第二二〇号)

同(稲葉誠一君紹介)(第二二二号)

同(佐野憲治君紹介)(第二二四号)

同(橋本次郎君紹介)(第二二五号)

同(東中光雄君紹介)(第二二六号)

同(日野吉夫君紹介)(第二二七号)

同(八百板正君紹介)(第二二八号)

同(横山利秋君紹介)(第二二九号)

同(金大中氏事件の早期解決に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第二三〇号)

熊本地方法務局免田出張所存置に関する請願(沖本泰幸君紹介)(第二三二号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三三号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三四号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三五号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三六号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三七号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三八号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二三九号)

昭和四十九年一月九日

熊本地方法務局免田出張所存置に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第二四〇号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四二号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四四号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四六号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四八号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二五〇号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二五二号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二五四号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二五六号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二五八号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六〇号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六二号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六四号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六六号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二六八号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二七〇号)

法務局、保護局及び入国管理局職員の増員等に関する請願(沖本泰幸君紹介)(第六八六号)

国立瀬戸少年院の移転促進に関する請願(早稲田柳五門君紹介)(第八二六号)

同(山田太郎君紹介)(第九〇六号)

同(山田太郎君紹介)(第九〇七号)

同(山田太郎君紹介)(第九〇八号)

同(山田太郎君紹介)(第九〇九号)

同(山田太郎君紹介)(第九一〇号)

同(山田太郎君紹介)(第九一一号)

同(山田太郎君紹介)(第九一二号)

同(山田太郎君紹介)(第九一三号)

同(山田太郎君紹介)(第九一四号)

同(山田太郎君紹介)(第九一五号)

同(山田太郎君紹介)(第九一六号)

同(山田太郎君紹介)(第九一七号)

同(山田太郎君紹介)(第九一八号)

同(山田太郎君紹介)(第九一九号)

同(山田太郎君紹介)(第九二〇号)

同(山田太郎君紹介)(第九二一号)

同(山田太郎君紹介)(第九二二号)

同(山田太郎君紹介)(第九二三号)

同(山田太郎君紹介)(第九二四号)

同(山田太郎君紹介)(第九二五号)

同(山田太郎君紹介)(第九二六号)

同(山田太郎君紹介)(第九二七号)

同(山田太郎君紹介)(第九二八号)

同(山田太郎君紹介)(第九二九号)

同(山田太郎君紹介)(第九三〇号)

同(山田太郎君紹介)(第九三一号)

同(山田太郎君紹介)(第九三二号)

同(山田太郎君紹介)(第九三三号)

同(山田太郎君紹介)(第九三四号)

同(山田太郎君紹介)(第九三五号)

同(山田太郎君紹介)(第九三六号)

同(山田太郎君紹介)(第九三七号)

同(山田太郎君紹介)(第九三八号)

同(山田太郎君紹介)(第九三九号)

同(山田太郎君紹介)(第九四〇号)

同(山田太郎君紹介)(第九四一号)

同(山田太郎君紹介)(第九四二号)

同(山田太郎君紹介)(第九四三号)

(横浜市議会議長長川口正英外四名)(第六四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九〇号)

法務行政に関する件

檢察行政に関する件

国内治安に関する件

人権擁護に関する件

○小平委員長 これより会議を開きます。

法務行政、檢察行政、国内治安及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、法務行政等の当面する諸問題について、中村法務大臣から説明を聴取いたします。中村法務大臣。

○中村國務大臣 委員各位におかれましては、平素から法務行政について格別の御理解と御尽力をくだされ、厚く御礼を申し上げます。

それでは、第七十二回国会における当委員会の御審議に先立ちまして、法務行政に関する所信の一端を申し述べたいと存じます。

現下、わが国の社会情勢は、いわゆる石油危機をはじめ、諸物価の高騰、公害その他種々の深刻かつ重要な問題をかかえ、きわめてきびしい情勢下にあります。

このような情勢のもとにおいて、法秩序の維持と国民の権利の保全という法務行政に課せられた使命は、まことに重大といえ、私は、昨年十一月法務大臣に就任以来、常にこのことを念頭におき、所管する行政の各般にわたり、その適正な

委員の異動

二月十二日

山田 太郎君

第一類第三号

法務委員会議録第三号

昭和四十九年二月十二日

補欠選任

高橋 繁君

第一類第三号

法務委員会議録第三号

昭和四十九年二月十二日

運用をはかつてまいりましたが、今後とも、国民の期待に沿うよう法務行政の適正、迅速な処理に一その努力を傾注したいと存しております。

以下、私の考えております重点施策につき申し上げます。

まず第一は、治安の維持についてであります。申すまでもなく、民主主義を維持し、平穩な国民生活を確保するためには、その根柢をなす法秩序がゆるぎなく確立、維持されていることが、何よりも肝要であります。

ところで、当面の治安情勢を見ますに、わが国における刑法犯の発生状況、ことに大都市における犯罪情勢は、諸外国に比して、すぐれて安定しているといわれているのでありますが、社会情勢の急激な進展等に伴い、各種の経済関係事犯や企業活動に伴う公害事犯等、新たな形態の事犯の発生を見られております。一般犯罪につきましても、犯罪の内容が従来よりも一段と複雑多様化の様相を呈しており、今後の犯罪情勢は、必ずしも樂觀を許さないものと考えられるのであります。また、いわゆる過激派集団は、派閥間で殺伐な抗争を繰り返して、勢力の伸長を競っており、機を見てはハイジャックやテロ行為、さらには集団的暴力行動に出るおそれも少なくなく、その動向には、引き続き警戒を要するものと考えられるのであります。

私は、このような諸情勢に対処するため、檢察その他関係機関の整備、充実はかかる等として、執務の効率的な運営につとめてまいり所存であります。また、不法事犯に対しましては、厳正な態度のもと、適正、迅速に刑罰法令を適用することにつとめ、これら犯罪の根柢をはかり、もって、治安の維持、確保に遺憾なきを期する所存であります。

第二は、民事行政事務の充実、強化についてであります。登記その他の民事行政事務は、最近における社会、経済の著しい進展に伴い、その事務量は年々増加の一途をたどり、また、その内容も複雑多様

化しているのが実情であります。これら民事行政事務は、国民生活に直接関係を持ち、その事務処理のあり方は、国民の権利、利益の保全等に影響するところはなほ大でありますので、今後とも引き続き、職員の増員をはじめとして、関係法規の整備、組織、機構の合理化、事務の機械化等をはかり、その需要に即応した事務処理体制の充実につとめたいと考えております。

特に、登記所の適正配置につきましては、一昨年の民事行政審議会の答申の趣旨を踏まえ、目下、小規模庁を中心とした整理統合を実施中であり、今後とも整理統合対象庁につきましても、地元住民の理解と協力を求めながら、円滑な実施を進め、登記行政の一そのサービスの向上につとめる所存であります。

さらに、人権の擁護につきましましては、昨年十の地方法務局を選び、それぞれの管内に、町程度の生活圏を単位とする人権モデル地区を設定し、特に力を注いで人権思想の啓発活動を展開してきたのであります。さらに、今後おおよそ四年前に、すべての法務局、地方法務局管内に、この人権モデル地区を設け、人権思想の一その啓発活動を行なう所存であります。

第三は、少年非行者及び犯罪者に対する矯正及び更生保護の充実についてであります。少年非行者や犯罪者の改善更生につとめては、少年院、刑務所等の矯正施設における施設内処遇と、保護観察等実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を密にすることが肝要であると考えております。

そのためには、個々の犯罪者等の特性に最も適合した処遇方法を講ずるための分類処遇及び矯正医療の充実と、社会復帰に役立つ職業訓練、刑務作業の再開、教科教育の拡充等をはかる必要があり、また、保護司など民間篤志家による更生保護活動の充実を促進し、これら民間協力者と保護観察官の連携を一その密にすることが必要であると存しております。

第四は、出入国管理行政の充実についてであります。近時、わが国の出入国状況につきましましては、国際交流の活発化、輸送手段の大量化に伴い、出入国者はますます増加の一途をたどり、その結果、出入国及び在留管理に関する事務は、いよいよ複雑、困難の度を加えてきております。そこで、このような情勢に対応した出入国管理制度を確立するため、過去数回にわたり、出入国法案を提出したのであります。遺憾ながら御賛同を得られず、いずれも未成立に終わった次第であります。

かかる事情を踏まえて、出入国法案の内容につきましまして、各方面の意見を承り、御賛同を得得、すみやかに成立を見るよう法案の検討を重ねるとともに、現行制度のもとで、できる限り業務の合理化をはかり、機動力を充実させるなどして、出入国手続の適正、迅速な処理につとめ、出入国管理行政に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

また、いわゆる未承認国との人の交流につきましましては、国際情勢の推移を踏まえ、国益を十分考慮しながら、適切、妥当な措置を講じてまいり所存であります。

最後に法務省施設の整備改善についてであります。法務省の施設につきましましては、その組織の複雑性及び機能の特殊性から、他省庁に比してその庁数はきわめて多く、現在、二千九百余を数える実情にありま。しかも、このうちの約五〇〇は、依然として未整備庁であります。このような実情から、法務省といたしましては、毎年度施設整備の予算を計上して、その整備改善をはかっておるところであります。昭和四十九年度におきましても老朽、狭隘度が特に甚だしい施設や、民間、地方公共団体等から返還あるいは移転要請を受けている施設を重点的に取り上げ、その整備改善を実施してまいり所存であります。

秩序を乱す企業等の悪質な違法行為に対しましては、現行の各種法規を活用して、その効果的な取り締まりをはかり、秩序の確立を期したいと考えているのでありますが、これに関連いたしまして、さきの国会において継続審査に付され、本国会において引き続き御審議を願うことに相なっております。商法の一部を改正する法律案外二法案の審議につきましまして、格別の御理解をいただきたいと存じます。同法案では、監査制度を改善し、会社の不正な経理、違法な業務行為に対する監視を強化し、株式会社等の運営の適正化をはかることを重点の一つといたして、現下の社会経済情勢にかんがみま。この改正法案は時宜を得たものであると考えております。何とぞ、立法の趣旨について十分な御理解を賜わり、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上、法務行政の当面の諸施策について所信の一端を申し述べましたが、委員各位の格別の御協力により、その実をあげることができま。一その御支援、御鞭撻を切にお願い申し上げます。次第であります。

○小平委員長 この際、高橋法務政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。高橋法務政務次官。

○高橋(文)政府委員 一言ごあいさつを申し上げます。先般法務政務次官を拝命いたしました高橋文五郎でございます。一身上の都合でございさつが、おくれ、恐縮に存じております。

私は法務行政につきましましては全く未経験でございますが、中村法務大臣のもと、全力を尽くして国民の期待する法務行政の推進に努力してまいりたいと存じます。どうかよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○小平委員長 なお、昭和四十九年度法務省関係予算及び昭和四十九年度裁判所関係予算の説明聴

取につきましましては、関係資料をお手元に配付してありますので、これをもって御了承を願います。

○小平委員長 次に、内閣提出、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案並びに裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。中村法務大臣。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

(民事調停法の一部改正)

第一条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「商事調停」を「交通調停」に、「第四節 鈇害調停(第三十二条・第三十三条)」を「第五節 公害等調停(第三十二条・第三十三条)」に改める。

第六条中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

第七条の見出しを「調停主任等の指定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

第七条第三項を削る。

第八条及び第九条を次のように改める。

(民事調停委員)

第八条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づき意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。(手当等)

第九条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第十五条中「第八条、第九条及び」を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

(調停委員会の定める調停事項)

第十六条の二 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないとき認められる場合において、当事者間に調停委員会の定める調停事項に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停事項を定めることができる。

2 前項の調停事項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第十七条の見出し中「代る」を「代わる」に改め、同条中「見込」を「見込み」に、「調停委員」を「当該調停委員会を組織する民事調停委員」に、「聞き」を「聴き」に、「申立」を「申立て」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 交通調停

(交通調停事件・管轄)

第三十一条 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に關する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十三条の見出し中「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 公害等調停

(公害等調停事件・管轄)

第三十三条の二 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に關する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十七条及び第三十八条中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

第二条 家事審判法(昭和二十二年法律第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 参与員には、最高裁判所が定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 遺産の分割に關する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

第二十二条第一項中「調停委員」を「家事調停委員」に改め、同条第二項を次のように改める。

調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

第二十二条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 家事調停委員は、調停委員会

で行う調停に關与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づき意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に關する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所が定める事務を行う。

家事調停委員は、非常勤とし、その任免に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二十二条の三 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所が定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二十三条第一項中「取消」を「取消し」に、「争」を「争い」に、「調停委員」を「当該調停委員会を組織する家事調停委員」に改める。

第二十四条第一項中「調停委員」を「当該調停委員会を組織する家事調停委員」に、「見て」を「見て」に、「申立」を「申立て」に改める。

第三十条第一項及び第三十一条中「調停委員」を「家事調停委員」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に調停委員会においてした手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定により調停委員会においてした手続及び裁判所がした民事調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。

3 この法律の施行前に調停委員、調停の補助をした者又は参与員がした職務に係る旅費、日当及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に調停委員であつた者がこ

の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

理由

最近において民事及び家事の調停事件が複雑多様化している実情にかんがみ、調停制度の充実強化を図るため、新たに民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、その身分、職務、給与等について規定するとともに、交通調停事件及び公害等調停事件の管轄並びに遺産分割調停事件の手続の特則を設ける等調停の手続に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「五七一人」を「五七三人」に、「七七三人」を「七七六人」に改める。
第二条中「二万二千二百二十八人」を「二万二千二百五十三人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村国務大臣 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近において民事及び家事の調停事件が複雑多様化している実情にかんがみ、調停制度の充実強化をはかるため、調停委員の制度及び調停の手続について緊急に必要とする改正を行なおうとするものであり、その内容は、次のとおりであります。

第一は、民事調停委員及び家事調停委員の制度を新設することであり、地方裁判所または家庭裁判所が毎年あらかじめ選任する調停委員となるべき者、すなわちいわゆる調停委員候補者の中から各事件ごとに指定されたものであり、この場合、その事件を処理する限りで非常勤の裁判所職員となっておりませんでした。今回、このいわゆる調停委員候補者等の制度を改め、新たに、当初から非常勤の裁判所職員である民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、その職務内容を定めるとともに、その地位及び職務内容にふさわしい手当を支給することができることとしております。

第二は、民事調停の手続について、その規定を整備することであり、まず、当事者間の合意を前提とする紛争解決の手続を整備するため、従来、商事調停事件及び民事調停事件についての特則であった当事者間の合意により調停委員会の定める調停条件をもって調停が成立したものとみなす制度に関する規定を民事調停事件全般にも適用される通則規定に改めることとしております。

さらに、被害者の救済等をはかるため、交通調停事件及び公害等調停事件の管轄の特則を設け、従来の管轄裁判所のほか、交通調停事件については損害賠償を請求する者の住所または居所の所在地を管轄する簡易裁判所に、また、公害等調停事件については損害の発生地または損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所に、それぞれ土地管轄を認めることとしております。

第三は、家事調停の手続について、その規定を整備することであり、まず、当事者が各地に散在することが通常予想される遺産分割調停事件について、調停の成立を容易にするため、遠隔地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会または家庭裁判所から提示された調停条件案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出席して当該調停条件案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすこととしております。

以上が民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○小平委員長 引き続き、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案について、補足説明をさせていただきます。

を聴取いたします。勝見司法法制調査部長。○勝見説明員 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案について、補足して御説明いたします。

わが国の調停制度は、大正十一年の借地借家調停法の制定以来、逐次整備され、今日まで五十年余の間に国民に利用されてきたところであり、最近における社会情勢の著しい変動、こと科学技術の進歩、経済規模の拡大、社会生活の変化、国民の権利意識の向上に伴い、調停の場にあられる民事及び家事の紛争は、ますます複雑化するとともに、交通事故、公害等にかかる新しい類型の紛争が加わって一そう多様化しております。その処理はいよいよ困難なものとなっております。そこで、このような実情にかんがみ、民事及び家事の調停制度を国民の期待に沿い得るよう充実強化しようとするのが、今回の法改正の目的であります。

ところで、この法律案の本則は、二カ条からなっております。第一条は民事調停法の一部改正、第二条は家事審判法の一部改正であり、いずれも調停委員の制度及び調停の手続についての改正を内容とするものであります。

第一条の民事調停法の一部改正から御説明いたします。まず、調停委員の制度に関する改正であります。

第一点は、現行法第六条についてでありまして、同条では、調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上で組織することとされておりますが、今回、新たに民事調停委員の制度を設けるのに伴い、調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織することとしております。

第二点は、現行法の第七条第二項及び第三項についてでありまして、同条第二項に規定されているいわゆる調停委員候補者及び当事者の合意に基づく調停委員並びに同条第三項に規定されているいわゆる臨時調停委員の各制度を廃止するとともに

に、調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所すなわち受調停裁判所が各事件について指定することとしておきます。

第三点は、現行法第八条に規定されているいわゆる調停補助者の制度を廃止して、新たに同条として民事調停委員の職務内容及び身分に関する規定を設けることとあります。すなわち、同条第一項において、民事調停委員は、調停委員会を組織して調停に参与するほか、裁判所すなわち受調停裁判所の命を受けて、調停委員会の構成員として関与する以外の調停事件について専門的な知識経験に基づく意見を述べ、また、裁判所すなわち受調停裁判所の命を受けて、嘱託にかかる紛争の解決に關する事件の關係人の意見の聴取を行ない、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行なうものと規定し、同条第二項において、民事調停委員は非常勤の裁判所職員として身分を明確にするとともに、裁判所法第六十四條が裁判官以外の裁判所職員の任免は、最高裁判所の定めるところによりこれを行なう旨定めてある規定の趣旨等にかんがみ、民事調停委員の任命資格、任免権者など任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定めるところとしておきます。

第四点は、現行法第九条を改め、民事調停委員には、別に法律で定めるところにより、すなわち、裁判所職員臨時措置法によって準用される非常勤職員の給与に関する規定である一般職の職員の給与に關する法律第二十二條第一項の規定により手当を支給することとし、あわせて最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給することとしておきます。

次に、民事調停の手続に關する改正であります。第一点は、現行法の第二章特別第三節の商事調停に關して規定され、同章第四節の鉱害調停に關して準用されている調停委員会の定める調停事項に關する第三十一條の規定を民事調停事件全般に關する通則規定に改めることとあります。これは、さきに御説明しましたとおり、交通事故、公

害等にかかる新しい類型の調停事件が増加していること等にかんがみ、当事者間の合意を前提とする紛争解決の手続を整備する必要があるからであります。すなわち、すべての民事調停に關して、当事者間に合意が成立する見込みがない場合または成立した合意が相当でないとい認められる場合で、当事者間に調停委員会の定める調停事項に服する旨の書面による合意があるときは、調停委員会は、申し立てにより、事件の解決のために適当な調停事項を定めることができるものとし、これを調停書に記載したときは、調停が成立したものとみなすこととしておきます。その要件及び効果は、いずれも現行法第三十一條に規定されているものと全く同一であります。

第二点は、最近激増している交通調停に關して、新たに第二章第三節として交通調停の節を設け、第三十一條として交通調停事件の土地管轄の特則を設けることとあります。すなわち、自動車等の運行によつて人の生命または身体が害された場合における損害賠償の紛争に關する調停事件は、被害者の簡便な救済をはかるため、現行法第三條に規定する相手方の住所等の所在地を管轄する簡易裁判所または当事者が合意で定める地方裁判所もしくは簡易裁判所の管轄のほか、損害賠償を請求する者すなわち被害者の住所または居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とすることとしておきます。

第三点は、新たに第二章第五節として公害等調停の節を設け、第三十三條の二として公害等調停事件の土地管轄の特則を設けることとあります。すなわち、最近、問題となつて公害または日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害にかゝる紛争に關する調停事件は、紛争の適切な処理及び被害者の簡便な救済をはかるため、さきに御説明しました現行法第三條に規定する裁判所の管轄のほか、損害の発生地または損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とすることとしておきます。

以上のほか、現行法中、調停にかゝる決定に關する第十七條、第三章前則中の第三十七條及び第三十八條その他に關して所要の整理をしておりま

す。次に、第二条の家事審判法の一部改正に關して御説明いたします。まず、調停委員の制度に關する改正であります。この点に關しては、民事調停法の一部改正に關して御説明しましたところと全く趣旨を同じくしておきます。すなわち、第一点は、現行法の第三條第二項及び第二十二條第一項に關してでありまして、今回、新たに家事調停委員の制度を設けるのに伴い、調停委員会は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上で組織することとしておきます。

第二点は、現行法の第二十二條第二項及び第三項に關してでありまして、同条第二項に規定されているいわゆる調停委員候補者及び当事者の合意に基づく調停委員並びに同条第三項に規定されているいわゆる臨時調停委員の各制度を廃止するとともに、調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所すなわち受調停裁判所が各事件について指定することとしておきます。

第三点は、新たに第二十二條の二として家事調停委員の職務内容及び身分に關する規定を設けることとあります。同条第一項において、家事調停委員は、調停委員会を組織して調停に参与するほか、家庭裁判所すなわち受調停裁判所の命を受けて、調停委員会の構成員として関与する以外の調停事件に關して専門的な知識経験に基づく意見を述べ、また、家庭裁判所すなわち受調停裁判所の命を受けて、嘱託にかゝる紛争の解決に關する事件の關係人の意見の聴取を行ない、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行なうものと規定し、同条第二項において、家事調停委員は非常勤の裁判所職員として身分を明確にするとともに、その任命資格、任免権者など任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定めるところとしておきます。

第四点は、新たに第二十二條の三の規定を設

け、家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給することとし、あわせて最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給することとしておきます。なお、この關係で、参与員及び調停委員の旅費、日当及び宿泊料に關する現行法第五條の規定を削除し、参与員に關しては、止宿料を宿泊料と改めた上、別に第十條の二として独立の条文を設けておきます。次に、家事調停の手続に關する改正であります。

これは、遺産分割調停事件の当事者が通常各地に散在しており、調停の成立が困難な実情にあるのにかんがみ、その成立を容易にするため、新たに第二十一條の二として同事件に關する特則を設けることとあります。すなわち、遺産の分割に關する調停事件に關して、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会等から提示される調停案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなし、遺産分割調停事件に限り、いわゆる当事者出頭主義の例外を認めることとしておきます。

このほか、現行法中、合意に相当する審判に關する第二十三條第一項、調停にかゝる審判に關する第二十四條第一項、第四章前則中の第三十條第一項及び第三十一條その他に關して所要の整理をしておきます。以上が、この法律案の本則に關してであります。以下附則に關して簡単に御説明いたします。第一項は、この法律の施行期日に關する規定であります。

第二項は、今回の改正により調停委員の制度が改められ、調停委員会の組織が変わりますので、従前の調停委員会に關してした手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取に關して、その効力を引き継ぐこととする規定であります。第三項は、この法律の施行前に調停委員、いわゆる調停補助者または参与員がした職務にかゝる

旅費、日当及び宿泊料または止宿料の支給について、所要の経過措置を定めた規定であります。

第四項及び第五項は、民事調停法第三十七条及び第三十八条並びに家事審判法第三十条第一項及び第三十一条に規定する罰則の適用について、所要の経過措置を定めた規定であります。

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案についての補足説明は、以上のとおりであります。

○小平委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○小平委員長 この際、最高裁判所長官指定代理者の出席説明の承認に関する件についておはかりいたします。

本会期中、ただいま趣旨説明を聴取いたしました両案の審査にあたり、最高裁判所長官指定代理者から出席説明の要求がありました場合には、その承認につきましては委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次回は、明十三日水曜日午前十時理事會、午前十時十分委員會を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会